

○池田町市民農園施設使用規則

平成5年7月1日規則第8号

改正

平成21年3月31日規則第4号

池田町市民農園施設使用規則

（目的）

第1条 この規則は、池田町市民農園施設設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（使用農園の区画及び面積）

第2条 使用の対象とする農園の区画及び面積は別表に掲げるとおりとする。

（使用期間）

第3条 使用の期間は、3年間を限度とし、4月1日から始まり翌々年度の3月31日までを期限とする。ただし3年間を越える者は、改めて申込することができる。

2 中途使用の場合の期限は、使用の始まった日より前項で定める期限までとする。

（使用の申請）

第4条 農園を使用しようとする者は、町が募集する期間内に使用許可申請書（様式1号）を提出しなければならない。

（使用者及び使用区画の決定）

第5条 使用者及び使用区画の決定は、抽選により行い使用者が決定した場合は、申請者に使用許可通知（様式2号）をするものとする。

（使用契約の締結）

第6条 前条で、使用許可通知を受けた者は通知を受けた日より15日以内に町長と使用契約（様式3号）を締結しなければならない。

（使用の条件）

第7条 使用農園において次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 建物及び工作物等を設置すること
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること
- (3) 使用農園を転貸すること
- (4) 果樹、植木等永年性作物を栽培すること
- (5) 隣接農園に影響がある農薬等を使用すること
- (6) その他町長が定めたこと

（使用契約の解約等）

第8条 次の各号に該当するときは、使用契約を解約することができる。

- (1) 使用者が使用契約の解約を申し出たとき（様式4号）
- (2) 第7条に掲げる行為をしたとき
- (3) 使用農園を正当な理由なく耕作しないとき
- (4) 使用農園を著しく荒廃化させたとき
- (5) その他町長が市民農園の管理上支障があると認めたととき

（使用農園の返却）

第9条 使用者は、第3条の規定による使用期間が終了したとき、又は第8条の規定による解約をしたときは、すみやかに使用農園を原状に復し返却しなければならない。

（使用料の不還付）

第10条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 使用者の責任でない理由で使用ができなくなった場合
- (2) 池田町が相当な理由があると認めた場合

（賠償責任）

第11条 使用者は、故意又は過失により市民農園施設を破損し又は滅失した場合は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

附 則

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。